

介護保険料 特別徴収(仮徴収)変更通知書を送付します

○平成29年度の介護保険料 特別徴収額（6・8月分）を変更しましたので、お知らせします。

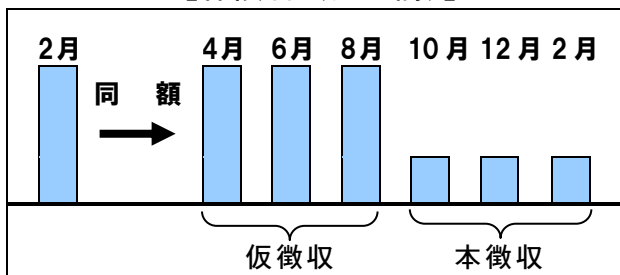
☆特別徴収額とは、年金から天引きさせていただく介護保険料のことです。

平成29年度	仮徴収額			本徴収額		
納付月	4月	6月	8月	10月	12月	2月

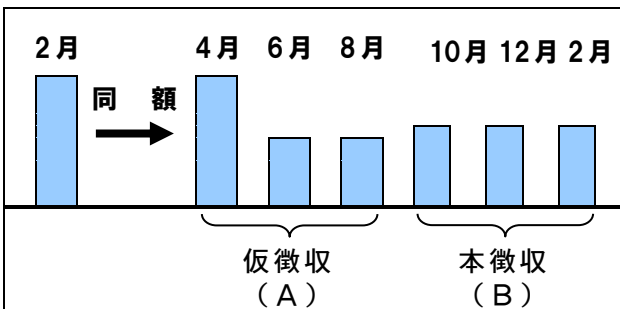
平成29年度の特別徴収（仮徴収）額（4・6・8月分）につきましては、平成28年7月に「平成29年2月分の保険料と同額を徴収します」と通知しておりましたが、このままでは各納期月の負担に大きな差が生じます。

そのため、平成29年6・8月の保険料を引き下げ又は引き上げることにより、その負担の差を少なくするものです。

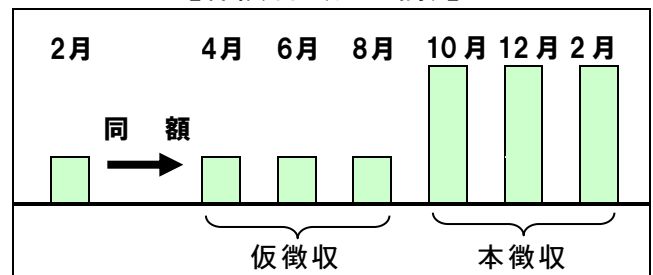
《引き下げて調整する場合》
【保険料（更正前）】



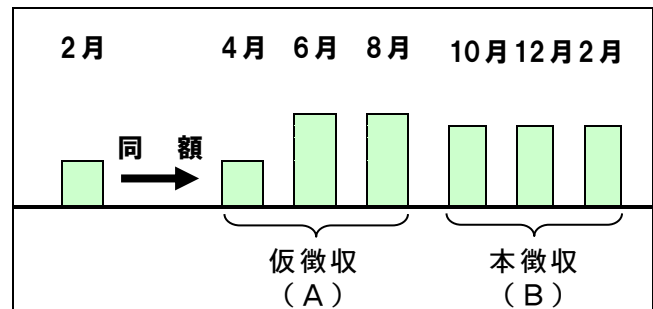
【保険料（更正後）】



《引き上げて調整する場合》
【保険料（更正前）】



【保険料（更正後）】



※年度前半の仮徴収額(A)と年度後半の本徴収額(B)がほぼ同額になるように調整します。そのため、6・8月分の仮徴収額を引き下げ又は引き上げるものです。

また、この増・減額分は、年間保険料を増・減額するものではありません。

○年間の保険料につきましては、平成29年度住民税の確定後の平成29年7月に再度お知らせします。

○保険料の支払いにつきましては、年金から天引きされますので何も手続きをされる必要はありません。

通知書の見方につきましては、裏面に記載しております。

《通知書の見方》

・更正通知書の上段右側に更正理由を記載しています。

更正理由	仮徴収額変更
更正年月日	平成 年 月 日

・上記の更正理由により、期別保険料欄に更正前保険料・更正後保険料を記載しています。

仮徴収保険料	① 円
--------	-----

① 本年度4・6・8月分の保険料合計額です。

これまでの保険料納付等

徴収方法	①
特別徴収義務者	②
特別徴収対象年金	③

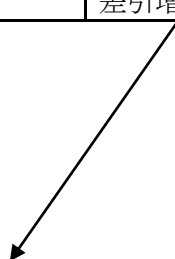
- ① あなたの納入方法(普通徴収又は※特別徴収)です。
 ② ①が※特別徴収のとき、その徴収義務者(例:厚生労働大臣)です。
 ③ ①が※特別徴収のとき、その年金の種類(例:老齢基礎年金)です。

※ 特別徴収とは、自動的に年金より天引きすることです。

期別保険料額

月	更正前保険料		更正後保険料		普通徴収の場合の納期限
	特別徴収	普通徴収	特別徴収	普通徴収	
4月	①	②	③	④	⑤
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					
計					
通知済随時額 今回決定額					
仮徴収保険料	⑥		⑦		差引増減額 ⑧

- ① 更正前の特別徴収の納期別保険料です。
 ② 更正前の普通徴収の納期別保険料です。
 ③ 更正後の特別徴収の納期別保険料です。
 ④ 更正後の普通徴収の納期別保険料です。
 ⑤ 普通徴収の期別ごとの納期限です。
 ⑥ 更正前の仮徴収(4・6・8月分)の保険料合計額です。
 ⑦ 更正後の仮徴収(4・6・8月分)の保険料合計額です。
 ⑧ 本年度の6・8月分増減額分です。



※この増・減額分は、年間保険料を増・減額するものではありません。